

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 外債1 - 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月16日

【発行者の名称】 ドイツ復興金融公庫
(KfW)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント
 クリストフ・ベッカー
 (Christoph Becker, Vice President)
 シニア・マネージャー
 シルケ・ブラッケルスベルク
 (Silke Brackelsberg, Senior Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
 大手町パークビルディング
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 もえぎ
 弁護士 望月 美希
 弁護士 上山 紗穂

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
 大手町パークビルディング
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1119

【今回の売出金額】 8,991,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年6月24日
効力発生日	2019年7月2日
有効期限	2021年7月1日
発行登録番号	1 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
1 - 外債1 - 1	2020年2月13日	835,046,700円		該当事項なし
1 - 外債1 - 2	2020年2月19日	1,261,000,000円		該当事項なし
1 - 外債1 - 3	2020年2月19日	9,483,000,000円		該当事項なし
1 - 外債1 - 4	2020年8月17日	6,093,000,000円		該当事項なし

1 - 外債1 - 5	2020年9月14日	4,723,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		22,395,046,700円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 577,604,953,300円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部【証券情報】

<ドイツ復興金融公庫 2025年9月9日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50@連動デジタルクーポン 円建債券に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

該当なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1 売出要項

券面総額	89億9,100万円
売出価格及びその総額	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 89億9,100万円
利率	額面金額に対して、 () 2020年9月30日(同日を含む。)から2020年12月9日(同日を含まない。)までの期間： 年4.50% () 2020年12月9日(同日を含む。)から償還期限(同日を含まない。)までの期間： 評価価格により以下のとおり変動する。 (イ) 評価価格が基準価格以上の場合 年4.50% (ロ) 評価価格が基準価格未満の場合 年0.10%

2 利息支払の方法

(1) 利率および利払日

(イ) 固定利率および固定利払日

本債券には、利息起算日(同日を含む。)から2020年12月9日(同日を含まない。)までの期間につき、未償還額面総額に対して、年4.50%の利率による利息が付される。かかる利息は、額面金額100万円の各本債券につき計算される。利息は、2020年12月9日(以下「固定利払日」という。)に後払いされる(ただし、支払についてのみ下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整に服する。)。固定利払日に、額面金額100万円に対して支払われる利息額は、8,625円である。

(ロ) 変動利率および変動利払日

本債券には、2020年12月9日(同日を含む。)から満期償還日(下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。)(同日を含まない。)までの期間につき、未償還額面総額に対して、以下に記載する規定に従って決定される利息額(以下それぞれを「変動利息額」という。)が付される。変動利息額は、2021年3月9日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含む。)までの毎年3月9日、6月9日、9月9日および12月9日(以下それぞれを「変動利払日」といい、固定利払日とあわせて「利払日」という。)に四半期毎に後払いされる(ただし、支払についてのみ下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整に服する。)。本書において、2020年12月9日(同日を含む。)から初回変動利払日(同日を含まない。)までの期間およびその後の各変動利払日(同日を含む。)から翌変動利払日(同日を含まない。)までの各期間を「変動利息期間」という。各変動利息期間は、下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整には服さない。

各変動利息期間について適用される変動利率（以下「変動利率」という。）および支払われる額面金額当たりの変動利息額は、計算代理人（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」に定義される。）により以下の通り計算される。

- （ ）各評価日（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」に定義される。）において、評価価格が基準価格以上であると計算代理人が決定した場合、年4.50%の利率で利息が付され、各評価日の直後の変動利払日に支払われる変動利息額は、額面金額100万円の各本債券につき11,250円とする。
- （ ）各評価日において、評価価格が基準価格未満であると計算代理人が決定した場合、年0.10%の利率で利息が付され、各評価日の直後の変動利払日に支払われる変動利息額は、額面金額100万円の各本債券につき250円とする。

3 償還の方法

(1) 満期における償還

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバまたはその承継者をいう。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当なし

第4【法律意見】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第5【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本債券に関する2020年8月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2020年9月16日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし